

契 約 書 (案)

1 業務番号及び業務内容

水産修第5号 水産試験船「よしゅう」中間検査に係る修繕業務
修繕項目は別紙のとおり

2 修繕場所

3 引渡場所

4 修繕期間

着手：令和 年 月 日 完了：令和 年 月 日

5 修繕代金

金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

6 契約保証金

上記について、発注者愛媛県知事(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、修繕項目に基づき、頭書の修繕代金額をもって、頭書の工期内に頭書の修繕を完了し、甲に引き渡さなければならない。

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

第3条 乙は、甲に対する責務の全部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第4条 分解による精密点検その他の事由により、修繕の内容、工期又は修繕代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第5条 甲は、乙の修繕の施工について、自己に代わって現場において監督又は指示する監督員を選定することができる。

第6条 乙は、修繕を完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

3 修繕の対象となる物件若しくは修繕に使用する材料、部品等が船舶安全法その他関係法令に定める検査を受けるべきときは、当該検査に合格したことを甲が確認することによって前項の検査に合格したものとする。ただし、甲が更に検査を必要と認めたときは、この限りではない。

4 第2項の検査に合格しないときは、乙は、その責任において、遅滞なく是正又は改善をして甲の検査を受けなければならない。この場合における第2項の期間は、甲が乙からは正又は改善を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

第7条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により修繕代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

第8条 乙の責に帰する事由により、期間内に債務の履行を完了することができない場合において、期限後に履行する見込みがある時は、甲は、乙から遅延利息を徴収して、引渡しの時期を延期することができる。

2 前項の遅延利息の額は、修繕代金額から履行完了部分（検査に合格することを条件とする履行完了部分に限る）に対する代金相当額を排除した額につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率で計算した額とする。

3 甲の責に帰する事由により、前条第2項の支払いが遅れたときは、乙は、遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率で、甲に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により、修繕の対象物件に損害があったときは、その損害を賠償するものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により、期限内又は期限後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由なしに着手時期を過ぎても修繕に着手しないとき。
- (3) 第2条及び第3条の定めに違反したとき。
- (4) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

3 前項の定めにより契約を解除した場合において、修繕の履行部分で検査に合格したものについては、甲は、その修繕部分に対する代金相当額を支払うものとする。

第11条 頭書の契約保証金を免除している場合において、第10条第1項の定めにより甲が契約を解除したときは、乙は頭書の修繕代金額から、同条第2項に定める打切り精算額を差引いた額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、契約が無効となった場合も同様とする。

第12条 この契約に基づく違約金等乙の金銭債務については、甲は、修繕代金と相殺できるものとし、なお、不足を生ずるときは、追徴するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙